

亀山市告示第52号

亀山市市民活動応援交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月23日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市市民活動応援交付金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市市民活動応援交付金交付要綱（平成25年亀山市告示第97号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「登録団体」の次に「（応援券を発行した年度において第5条の規定による決定を受けた団体を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。